

白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の適正な施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の完了日)

第 2 条 補助対象設備の設置の完了日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。） 自動車検査証の登録日
- (2) その他の設備 保証書に記載の保証の開始日又は実際に設置が完了した日付を申請者が事業内訳書に記載した日

(申請の方法)

第 3 条 交付要綱第 6 条に規定する補助金交付の申請は、申請書類 1 部を白井市市民環境経済部環境課に持参する方法によるものとする。

- 2 申請者及び工事請負契約書又は売買契約書の発注者は同一者であるものとする。

(申請書の添付書類)

第 4 条 交付要綱第 6 条第 1 項第 2 号に定める工事請負契約書等の写しには、契約の当事者名及び契約金額が明記されているものとする。

- 2 交付要綱第 6 条第 1 項第 3 号に定める領収書とは、申請者が設備の設置に係る経費を支払っていることが証明できるものをいう（ローン等による支払いを証明するものを含める）。
- 3 交付要綱第 6 条第 1 項第 4 号に定める図面とは、次に掲げる事項が確認できるものとする。

- (1) 平面図及び立面図について断熱改修した窓の場所及び添付写真がどの角度から撮影されたものなのか分かるように表示すること。
 - (2) 別途提出している工事請負契約書等の写しに、記載されている内容が分かるように表示すること。
- 4 交付要綱第6条第1項第6号に定める書類とは、次に掲げるものとする。
- (1) 電気自動車等においては、自動車検査証の初度登録年月と登録年月/交付年月が同年月日であること。
 - (2) その他の設備においては、出荷証明書又は保証書の写し。
- 5 交付要綱第6条第1項第7号に定める書類とは、次に掲げる事項が確認できるものとする。
- (1) 家庭用燃料電池システムについては製造者名、燃料電池ユニットの品名、貯湯ユニットの品名及び発電出力。
 - (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムについては製造者名、型番及び蓄電出力。また、パッケージ型番の機器がある場合は、パッケージ型番を構成する個別機器の型番。
- 6 交付要綱第6条第1項第8号に定める住民票の写しは、発行から3か月以内のものとし、複写したものも可とする。
- 7 交付要綱第6条第1項第9号に定める納税証明書は、申請日に取得可能な直近3年度分の申請者の納税証明書とする。
- 8 交付要綱第6条第1項第10号及び12号アに定める書類とは、売電明細書等の写し又は接続契約の案内等の写しとする。ただし、紛失等により提出できない場合は上記施設の導入状況が確認できる写真及び、製造者名、型番等が確認できる写真で代用できるものとする。
- 9 交付要綱第6条第1項第11号に定める書類とは、次に掲げるいずれかのものとする。
- (1) 固定資産課税台帳記載事項証明書（家屋に関わるもの）の写し又は納税通知書
- ※課税台帳には、1月1日時点で建築済みの住宅が記載されるため、

設置工事着工日の前年までに台帳に記載されていれば既存住宅であることの証拠書類とすることができます。

(2) 検査済証（又は建築台帳記載事項証明書）

※検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること。なお、都市計画区域外に建築された建物で、建築確認申請の義務がなく、検査済証が発行されていない場合は、住宅供給公社が発行する住宅の工事完了引き渡し証明書で代替することもできます。

(3) 写真（又は市町村による現地確認）

※建築工事が完了していること（足場が取れていること）、窓の断熱改修の工事が行われていないことが確認できること。

1 0 交付要綱第 6 条第 1 項第 1 2 号ウに定める書類とは、保証書の写し保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真とする。

1 1 交付要綱第 6 条第 1 項第 1 3 号に定める書類とは、同条第 8 項に掲げる書類及び自動車車検証の写しとする。

（交付の請求）

第 5 条 交付要綱第 8 条に規定する請求は、令和 8 年 3 月 3 1 日までに提出がない場合は、補助金の交付を受けることができない。

（他の補助金との併用）

第 6 条 この補助金は、国、県又はその他の団体が交付する補助金等の受給を妨げない。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。